

第6回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第6回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	平成31年4月2日(火) 午前10時00分から正午まで	
場所	利根町役場 5-A会議室	
出席者	委員	坂野委員長, 手塚副委員長, 加藤委員, 蓮沼委員, 市川委員, 猪鹿月委員, 船川委員, 飯塚委員, 加川委員, 鈴木(弘)委員, 吉岡委員, 大越委員, 菅沼委員, 寺島委員, 鈴木(亜)委員
	事務局	企画課 川上課長, 藤波課長補佐, 鈴木係長, 東主任, 栗原主任
欠席委員	新井委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 「前文」について 3 条例の項目検討について 4 次回の開催日について 5 その他 6 閉会 	
配付資料名	第6回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料1: 利根町自治基本条例 前文(素案)修正案② 資料2: 「住民」・「町民」, 「執行機関」・「町」の考え方について 資料3: 自治基本条例 他市町村比較表「項目」	
議事内容	次ページ以降の通り	

議 事

1 開会

(清水委員に代わり、新たにいいんとなった飯塚委員より自己紹介。)
(事務局が資料確認)

2 「前文」について

(事務局より「資料1：利根町自治基本条例 前文(素案)修正案②」に基づき、今回作成した修正案について説明)

(事務局からの説明後、次の順に議論が行われた。)

- ・第①，②，③，⑤段落について
- ・第④段落について

○第①，②，③，⑤段落について

委員から以下の意見が出され、「資料1：利根町自治基本条例 前文(素案)修正案②」の通り、委員全員一致で決定された。

委員：この案であれば、利根町を知らない人であっても、利根町がどのような町なのかイメージができると思うので、すごくいいと思う。

委員：第①～③段落で、利根町の置かれている状況も含めて説明されており、よくまとまっていると思う。

○第④段落について

委員：B案の方が、表現が硬いように感じるので、A案がいいと思う。

委員：A案の「一人ひとりが」という部分が、町民それぞれが主体というような感じがして、いいと思う。また、どちらにも「一丸となって」あるが、これはもう少し柔らかい表現にした方がいいと思う。

委員：内容はどちらも同じであると思うが、私は「一人ひとりが主役となって」の部分に惹きつけられるものがあるので、A案がいいと思う。

委員：分かりやすく、簡潔に書かれているのはB案だと思う。

委員：最初にこれを読んだときに、「一人ひとりが主役」という部分に、目を引かれたので、A案がいいと思う。

委員：B案が適していると思う。「すべての人が一丸となって」という部分が気になる。

委員：A案の「一人ひとりが主役となって」は、自治基本条例の根幹となるようなことが端的に表されているし、B案の「町民、議会、行政がそれぞれの役割を果たし

ながら協働し」は、協働によって1 + 1が2以上になるのではということを用意するような文言であり、どちらも魅力的だと思う。どちらかといえば、一人ひとりが主役ということ、前面に押し出していきたいので、A案がいいと思う。

委員：A案の方が、一人ひとりを尊重しているような感じが強いと思う。

委員：A案がいいと思う。「一人ひとりが」という部分は、読んだ人に、自分もその一人ひとりの一員であると思ってもらえるのではと思う。

委員：他の方は「一人ひとりが」という部分でA案との意見が多いが、B案にも「一人ひとりのまちづくり」とあるので、それであれば、文章の締め「一人ひとり」とある方が印象に残るだろうと思うので、B案がいいと思う。

委員：どちらも内容は一緒であり、文章の構成を変えるのがいいのではないかと思う。A案とB案を組み合わせて、例えば「町民、議会、行政がそれぞれの役割を果たし、一人ひとりが主役となって、協働のまちづくりを進めていくことが必要です」とすると、簡潔ではないかなと思いました。

副委員長：B案の方がシンプルだとは思う。しかし、私自身も「一人ひとりが主役となって」という部分には、非常に気持ちが惹かれるところがあり、また、この部分を前面に押し出した方が、町民にとっては、自分がたちがその一員なんだという気持ちが感じられるのではと思う。なので、私も折衷案の意見に賛成であるが、「一人ひとり」というのを主語に持ってきた方がいいと思う。

(ここで、別の公務のため、飯塚委員が退席)

委員長：A、Bの折衷案が提案されたので、それを含めた三つの案から決を採りたいと思う。ただし、折衷案については、「一人ひとりが主役」という部分を、文章の中で前の方に入れるとの意見と、後の方に入れるとの意見が出ているので、まずはこの点について決定したいと思う。前か後か、どちらかに挙手をいただきたい。

(前：11名、後：2名)

委員長：では、「一人ひとりが主役」という部分は、文章の前の方に入れるということで決定された。したがって、折衷案をまとめると、「そのために私たちは、先人たちから受け継いできた自然、歴史、文化を後世に引き継ぐとともに、一人ひとりが主役となって、町民、議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働のまちづくりを進めていくことが必要です」となる。これをC案とさせていただきます、A案、B案、C案で、先ほど同様、挙手をいただきたい。

(全員一致でC案に決定)

委員長：では、④段落については、C案で決定とさせていただきます。

委員長：これで「前文（素案）」の議論がすべて終了した。したがって、「前文（素案）」について、皆で検討をするのは、今回で一応終わりということにさせていただきたいと思う。

3 条文の項目検討について

委員長：前回、「定義」の検討方法について、加藤委員と清水委員から意見をいただき、それらを踏まえて私と事務局で検討させていただくとしていた。事務局と検討した結果、清水委員の提案の通り「「定義」は最後に検討する」、ということに決定したので、報告させていただく。

ただし、今後の議論を進める上で、委員会内で最低限の共通認識は持つ必要があるだろうということで、事務局に資料作成を依頼した。

（事務局より「資料2：「住民」・「町民」，「執行機関」・「町」の考え方について」に基づき説明）

○「住民」について

委員長：「住民」といえば、この利根町に住所を有している個人となると思う。ここで議論となるのが、「法人」はそこに入るのかどうかという点である。これについて学識者として加藤委員はどう思われるか。

加藤：「法人」も含めることが多いと思う。「法人」も人と同じであるという考え方で、住所があれば「住民」に含める

委員長：「法人」も人と同じであるという考え方で、住所があれば「住民」に含めるということで、まとめると、利根町に住所を有していれば、「個人」も「法人」も住民であるということになる。これを共通の認識としたいと考えるが、いかがか。

委員：利根町に住民票はあるけども、実際には利根町にはいないという人もいる。どこまでを「住民」とするのか、もう少し考えた方がいいと思う。

委員：住民票は利根町にあるが、主たる住まいは利根町以外という人も確かにいると思う。しかし、町外で働いていて、住民票は利根町にあるので、住民税を利根町に納めている人等もあり、色々なケースが考えられる。利根町に住所を有するという事に重きを置いて、「住民」としてもいいのではと思う。

委員長：行政では「住民」をどのように捉えているのか。

事務局：一般的な定義としては、住民登録のある方、住んでいる方を「住民」と呼びます。

委員：現に住んでいれば「住民」なのか、住民票も移していないと「住民」として見ら

れないのか、この点ははっきりとさせていただきたい。

事務局：住民基本台帳法に基づき、転入、転出等の手続きをしていただき、住民票を移して、住民登録をされないことには、「住民」との位置づけがされないのが実状である。

委員長：行政的には、「住民」というのは「個人」であるということか。

事務局：はい。

委員長：加藤委員は、一般的には「法人」も含めるとの意見であるが。

委員：私も「法人」は含めるべきだと思う。

委員：町内の「法人」であれば、法人町民税を納めているので、町に参加しているといえると思う。

委員長：議論としては二つである。一つは、そこに住民票があるのかどうか、いわゆる居住要件といわれるものであり、これについては「個人」、「法人」共に変わりはない。二つ目は、「個人」、「法人」共に町に税金を納めているので、住民と認めてもいいのではないかという点である。

先ほどの話のように、住民票はあっても実際には住んでいない人がいるというのも事実であるが、そこまでの把握をすることは困難だというのが実状であると思う。

住民票等の手続きがなされていれば、「個人」、「法人」共に「住民」に含めるということで、議論はまとまってきたと思うが、よろしいだろうか。

(一同了承)

委員長：では、共通認識として、「住民」は町内に住所を有する個人又は法人」ということとする。

○「町民」について

委員長：「町民」の考え方として、資料2の通り、「在住」、「在勤」、「在学」、「在活」を含めるというのがある。これは内容としては「市民 (citizen)」と同じものである。行政区画の「市 (市)」ではなく、活動主体として「市民 (citizen)」であり、市民活動といった言葉で使われる「市民 (citizen)」である。なので、ある意味では、利根町であっても「市民 (citizen)」といえるわけであるが、違和感を覚えるという人もいるだろう。実際、東海村等の例では、言葉としては「村民」とし、内容的には「市民 (citizen)」としている。

委員：個人的には町、村であっても「市民 (citizen)」であって、行政区画による市民とは違うということを理解したいが、他の方は混乱するのではと思う。

委員長：重要なのは共通の認識が取れていることである。ここでは、「町民」というの

は、「市民 (citizen) 」と同じであるということで、納得いただきたい。

(一同了承)

委員長：次に、「町民」を「市民 (citizen) 」と同じであるとしたときに、皆さんの考えとして、「在勤」の人を含めてもいいのかという議論がある。

委員：週5日間働きに来ているというような人であれば、「町民」として認めてもいいと思うが、週1回、月数回などの形で来ている人も含めるかどうか、そういった頻度の問題は考えた方がいいと思う。

委員：役場の職員でも、利根町在住でない人がいると思うが、職員全体のどれくらいの割合か。

事務局：町外在住の職員の割合については把握していない。なお、行政の考え方としては、町内に勤めている人に関しては、施設の利用等では町民と同格の扱いをしている。

委員：この自治基本条例で「町民」の定義を明確にしたならば、今後作られていく条例は、ここで定義した内容を踏まえたものになるという認識でよろしいか。

委員長：はい。

委員：先ほど頻度の議論があったが、私は、観光目的で来る人等、一年に一回でも利根町に関わるのであれば、まちづくりに関わってほしいと思う。なので、この自治基本条例の中で定義をすることで、そういった人達も含めるのだということを確認にしたいと思う。

言葉としては「町民」でいいと思うが、広い意味での「町民」であり、頻度の問題は関係なく、町に関わった人、関わってくれた人は皆「町民」としたいと思っている。

委員長：つまり、「在勤」、「在活」の人も「町民」に含めるということであるが、これでよろしいだろうか。

(一同了承)

委員長：では、改めて、先ほどの委員の言葉を使うと、「広く町に関わる人」を、ここでは「町民」とするという認識にさせていただく。

○「執行機関」・「町」について

委員長：「執行機関」及び「町」ということについて、学識者として加藤委員より意見を伺いたい。

加藤：「執行機関」とされる機関については、事務局の説明の通りである。ここで議論となるのは、東海村と杉戸町の例では「村」・「町」として「議会」を含めているが、利根町ではどうするのかという点である。私個人の感覚で言わせていただ

くと、「執行機関」とするならば「議会」は含めず、「議会」を含めるのであれば「町」等の表現になるだろうと思う。

委員長：「執行機関」と「議会」を含めて「町」としている例もある。しかし、「執行機関」という言葉について、一般の人が理解できるのかという問題もある。そこで、分かりやすくするために、条例解釈には「執行機関」という言葉を入れ、条文では「町長等」という言葉を使っている例もある。

したがって、考え方としては、「執行機関」とする場合、「執行機関」と「議会」を含めて「町」とする場合、「執行機関」すなわち「町長等」のみを「町」とする場合があるということである。

また、近年では、「執行機関」、「議会」に加え、協働の観点から「町民」を加えて、「町」とするという考え方が出てきており、新しい自治基本条例ではこういった考え方が取り入れられている例もある。

なお、この「町民」も「町」に含めるという考え方については、行政にはあまり賛同いただけないのが実状であるが、この点について、事務局としてはどう考えるか。

事務局：基本的には「町」というと、「執行機関（町長等）」と「議会」という形で考えている。協働の趣旨からいえば、委員長のいわれた通り「町民」も入れるのだろうが、自治基本条例以外にも町には様々な条例、要綱、規則等があり、その中で、「町」を「町民」まで含めるといった定義をしているとうのは、記憶している限りではないと思う。

委員：町のクリーン大作戦というのがある。町内で一斉に空き缶拾い等を実施するものであるが、そこで集められたごみは、役場の担当課が主体となって回収されている。これは「町民」と「町」の「協働」の一つの例だと思う。

委員長：今回の議論は、あくまで共通の認識を持つことが目的であるので、明確な「町」の定義については、他の条文を検討した後に、それらを踏まえて考えたいと思う。こういった考え方もあるのだということを理解いただければ、他の条文を検討する際に参考になるだろうということで、今回、議論させていただいた次第である。ここでは、「町長等」ということで認識いただき、先に進みたいと思うがいかがか。

(一同了承)

○条文の項目について

(「資料3：自治基本条例 他市町村比較表「項目」」を基に、条文にいれる項目について議論が行われた。)

委員長：まずは加藤委員より、資料3の中で、最低限必要と思われる項目はどれかという点、ここにはない項目で加えた方がよいと思われる項目はあるかという点、について、お話しいただきたい。

加藤：東海村の例で入っている項目については、最低限必要だと考える。また、加える項目としては、「協働」の項目がないので、これは加える必要があると思う。あとは、議論していく中で、必要となれば追加していけばよいと思う。

委員長：では、条文に入れたい項目について、委員の意見を伺いたい。

委員：本委員会の当初、男女共同参画のまちづくりという意見があったので、「6男女共同参画の推進」は、入れてほしい。また、今後の利根町のことを考えるのであれば、「10こどものまちづくりへの参加」，「26子育て及び教育の推進」も絶対に入れてもらいたい。あとは、町と町民が協働して何かを行うというの、推進していきたいと思うので、「協働」についても入れてほしいと思う。

委員：「37危機管理」を入れてほしいと思う。災害等に対して町ではどのような備えをしているのかといったことが分からないので。

委員長：「危機管理」の条項を検討する際に、具体的な施策等について事務局から説明していただくこととする。

委員：「10こどものまちづくりへの参加」，「26子育て及び教育の推進」，「27健康の増進及び福祉の向上」，「28保険，医療及び福祉の連携」，「29産業の振興と職場づくり」は入れた方がいいと思う。

委員：「41国，県及び他の地方公共団体との連携及び協力」を，ぜひ入れていただきたい。

委員：「ボランティア」や「募金活動」などの福祉関係の項目を入れていただきたい。

委員：被る項目があるかもしれないが、「三世代の交流・協働」というような項目を入れたいと思う。

委員：「10こどものまちづくりへの参加」，「11地域コミュニティの役割」，「12地域コミュニティ活動の推進」，「13地域コミュニティへの支援」，「26子育て及び教育の推進」，「37危機管理」は入れた方がいいと思う。

委員：前文の内容を踏まえた項目は入れた方がいいと思う。

委員：「19情報共有」は入れた方がいいと思う。

委員：利根町は高齢者が多いので、「高齢者」というキーワードが見える項目を入れたいと思う。子育てに関する項目に異論はないが、そればかりに目が行ってしまうのもどうかと思う。また、利根町が存続していくためには、財政が豊かになることも必要だと思うので、「産業振興」といった項目も入れたいと思う。

委員：「協働のまちづくり」はぜひ入れた方がいいと思う。

副委員長：「こども」と「人権」に関することは入れていただきたい。また、「高齢者」というキーワードも入れた方がいいと思う。そうすることで、すべての世代を網羅した条文になるのではと思う。

委員長：まとめると、複数の委員から意見が出たのは「6男女共同参画の推進」、
「10こどものまちづくりへの参加」、
「26子育て及び教育の推進」、
「29産業の振興と職場づくり」、
「37危機管理」であった。
私からも付け加えると、「20個人情報の保護」等は、今後重要となってくると思われる。また、ITやICTの問題もあり、新しい自治基本条例として、それらをどう含めるのかといった議論も出てくるかもしれない。

委員：「25住民投票」も出来れば入れてほしいと思う。住民の最終的な意思を示す手段として、住民投票が求められる場面は、この先出てくると思うので。
また、「21参加の促進」、「22参加の方法」についても入れていただきたい。パブリックコメント等の制度がありますが、「参加の促進」という意味では、もっと工夫しないといけないところもあると思うので。

5 次回の開催日について

（事務局より、次回の開催日について「令和元年5月31日（金）午前10時00分から」が提示され、決定された。）

6 その他

委員：最終的な条例の完成は、いつ頃を目指しているのか。

事務局：当初の計画では、平成30年度、平成31年度の2か年度での策定ということで進めていたが、この自治基本条例については、時間を急いで策定する必要はないと考えているので、策定に要する期間が2年でも、3年になったとしてもいいのではないかと認識している。

委員長：自治基本条例には、先ほどの住民投票のように、非常に重要な問題も含まれており、また、最終的には議会の議決が必要となるものなので、慎重に議論をしていきたいと思う。

7 閉会

以上